

真生会館に対する寄附についての税制上の優遇措置について

真生会館は、2022年1月11日に内閣総理大臣から公益認定を受けて公益財団法人になりました。

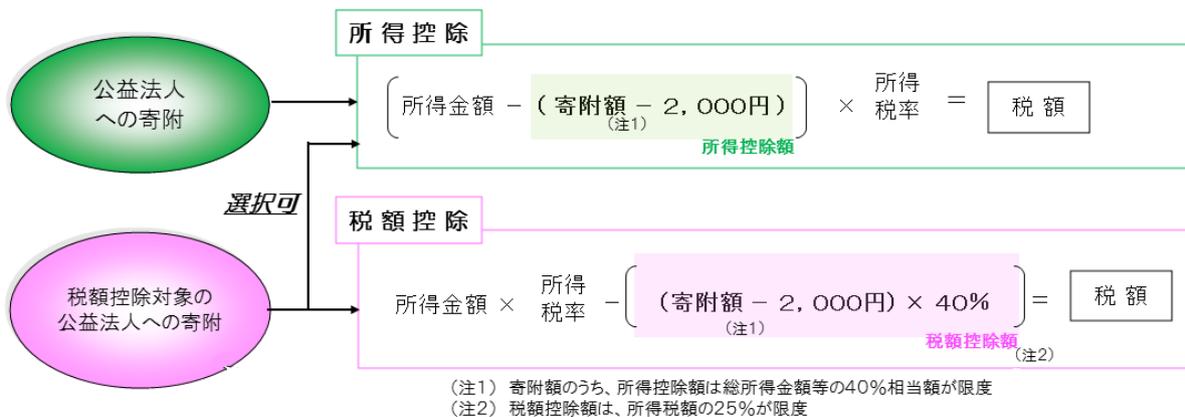
真生会館に対する寄附金(賛助会費を含みます。)については、公益財団法人に対する寄附として、次のような税制上の優遇措置が受けられます。(税制上の優遇措置を受けるためには、確定申告(住民税のみの場合は住民税の申告)を行うことが必要です。)

○個人からの寄附

☞所得税について、寄附金控除が受けられます。

所得控除、税額控除のいずれかを選択することができます(2024年8月20日までの寄附については所得控除のみ)。

*所得額や寄附額により異なりますが、多くの場合税額控除を選択した方が所得税額が少なくなります。



(寄附金控除額(減税額))

・ 所得控除選択の場合

$$(\text{寄附金合計額}^* - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率}^{**} = \text{寄附金控除額}$$

*所得額の40%を上限

**所得により異なる

・ 税額控除選択の場合

$$(\text{寄附金合計額}^* - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{寄附金控除額}^{**}$$

*所得額の40%を上限

**所得税額の25%を上限

☞東京都に居住されている方の場合、東京都が条例により指定した寄附金(公益法人に対する寄附金等)として、個人都民税において税額控除が受けられます。

個人都民税の額から、(寄附金額* - 2,000円) × 4%を控除

*総所得金額等の30%相当額が限度

☞個人が相続財産を寄附した場合に、相続税の非課税措置が受けられます(一定の要件があります。)

※このほか、一定の要件を満たす時は、譲渡所得税の非課税対象となります。

(参考) 公益法人に寄附をした個人に対する税制優遇

https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/zei_kojin.html

○法人からの寄附

☞法人税について、特別の損金算入限度額が設けられています。(公益法人に対する寄附金は、下記のA+Bが損金算入限度額となります。)

A: 特別損金算入限度額 = (所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%)の2分の1

B: 一般寄附金の損金算入限度額 = (所得金額の2.5% + 資本金等の額の0.25%)の4分の1

A: (所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%) × 1/2

← 特別損金算入限度額

B: (所得金額の2.5% + 資本金等の額の0.25%) × 1/4

← 一般寄附金の損金算入限度額

※地方税(事業税の所得割額や法人住民税の法人税割額)もこれに連動して軽減されます。